熱帯低気圧の強度の増大等の災害リスクの増加をはじめ、自然生態系や農業・水産業等の様々な分野で、影響が拡大するとみられている。地球温暖化は、地球規模の危機であるが、その対策は自然環境や社会状況などの地域の特性に応じ、それぞれの地域でも進めなければならない。

我が国では、京都議定書目標達成計画において、国・地方がそれぞれの役割分担に応じて対策を推進することが求められた。地方においては、エネルギー起源CO_2排出抑制対策や森林吸収源対策といった地域の特性に応じた様々な分野で、多くの事業を実施してきている。京都議定書目標達成計画が終了した現在においても、同等以上の取組の推進が求められている。こうした中で、国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入しており、平成26年４月には税率を引き上げることとされている。

地球温暖化対策に係る諸施策の多くを地方自治体が担っていることから、石油石炭税の上乗せ分について、地球温暖化対策に果たす役割に応じた一定割合を地方へ譲与するなど、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべきである。

4　固定資産税のあり方

⑴　償却資産に対する固定資産税

「日本再興戦略」（平成25年６月14日閣議決定）に盛り込まれている民間投資を活性化させる税制措置等の一環として、償却資産に対する固定資産税の「抜本的見直し」を求める要望が関係省庁から出されている。

固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、与党税制改正大綱において「幅広い観点から、引き続き検討する」とされたところであるが、当審議会としては、当該要望は以下のとおり問題が多いと考えている。

そもそも固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課する財産税である。シャウプ勧告に基づき、市町村の独立税として創設されたものであり、市町村の基礎的行政サービスを支える非常に重要な基幹税である。

そのうち償却資産に対する固定資産税は、制度発足以来、企業等が事業活動を行うに際して、当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地や家屋と一体に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものであり、市町村の安定的な自主財源として定着している。

この課税の根拠に関しては、制度の発足時に、法人税や所得税の計算において資産の過大評価を防止するとの観点も踏まえて本税を設け、土地及び家屋のみならず広く減価償却の可能な資産をも課税対象とするとの考えがあった点にも、留意すべきである。

租税を経済政策の手段として活用することについては、真に必要な場合に限るべきである。仮に、国の経済政策の一環として租税特別措置を講じる場合には、基本的には国税で対応すべきであり、国が地方税を活用することは慎重でなければならない。様々な創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の政策のために奪うようなことは、地方税財源を充実させて地方分権を推進するとの基本的方向性からも逆行している。

固定資産税は、1.4％という低い税率で、資産を保有する期間毎年度課税するものである。投資を促進するという政策目的から固定資産税の軽減措置を講じても、強い投資促進効果を産むのか疑問がある。さらに、企業の経常的な更新投資なども対象になってしまうなど、投資促進との政策目的に比して効果的・効率的な手段であるとは言い難い。

なお、償却資産には、「構築物」、「機械及び装置」、「工具・器具及び備品」等の区分があるが、そのうち関係省庁からの要望内容の１つとして出されている「機械及び装置」のみに広く特例措置を講じることは、税制上の合理性を欠く。さらに、企業から申告された資産区分の確認等に当たって、市町村の税務実務上の困難も生じかねないと考える。

これらの問題点に加えて、償却資産に対する固定資産税については、平成23年度で約1.6兆円にのぼる税額となっており、個々の市町村で見ても税収の大半を償却資産税収が占めるような団体もあるなど、その財源的な重要性が極めて大きい。以上指摘した問題点と市町村にとって重要な財源となっていることから見て、これを廃止・縮減することは不適当である。

⑵　津波被災区域における課税免除等の特例について

東日本大震災に係る津波被災区域における固定資産税の課税免除等の特例は、広い地域にわたり、非常に多くの土地・家屋が被害を受けたこと、市町村の行政機能も大きく損なわれたことといった被災直後の状況を受けて講じられた措置である。

平成26年度以降の特例の取扱いについては、土地等の使用状況等を踏まえ、対象区域が縮小してきていること、適用状況が市町村ごとに様々となっていること、市町村の行政機能が回復していること等を踏まえつつ検討すべきである。

その際、課税免除対象の土地・家屋の中には、課税の前提となる評価が行われていないものも存在するため、平成27年度に３年に一度全ての土地・家屋の評価額を見直す「評価替え」が行われることも勘案すべきである。

5　ゴルフ場利用税のあり方

ゴルフ場利用税については、消費税との二重課税であるとの理由や、スポーツ振興の妨げになっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からなされているが、次に述べるとおり、当審議会としては、ゴルフ場利用税の廃止には理由がなく、不適当であると考える。

ゴルフ場利用税は、直接消費税であり、最終的な消費行為そのものを対象として課される税である。消費行為に対する課税は、その消費行為が行われる地方自治体において課税されるのに適したものであり、かつては遊興飲食税、娯楽施設利用税といった地方税が課税されていたところである。消費税の創設により、それらの多くは廃止されたが、消費行為に対する課税は、今なお地方税にふさわしく、課税範囲が広く消費一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なるものである。また、スポーツ振興の妨げになっているという指摘については、既に、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等の利用に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に十分配慮してきている。したがって、廃止を求める側が主張する理由には妥当性がない。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されているため、その開設が周辺の環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においても、地滑り対策、洪水対策等の災害防止対策、水質・農薬調査等の行政サービスを行う必要がある。このような地方自治体の行政サービスは、ゴルフ場と密接に関連している。当該地方自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場の利用者が、特段の負担を負わずにこれらの行政サービスを享受することは不公平であり、利用者にも負担を求めるべきである。

また、ゴルフ場の利用に係る費用は、今なお、他のスポーツと比較して高額であり、ゴルフ場の利用者の支出行為には十分な担税力が認められることからも、負担を求めることは妥当であるといえる。

ゴルフ場利用税は、その税収の７割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源となっている。これに代わる財源も考えられない中、ゴルフ場利用税を廃止することは、地方財政に甚大な影響を与えるため適当ではない。また、消費税率の引上げに際して、低所得者対策が大きな論点となっている中で、そもそも課税根拠が異なるゴルフ場利用税について、税負担の軽減を行うことには慎重であるべきである。

6　個人住民税の非課税限度額

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという「地域社会の会費」的性格を有するものである。個人住民税の非課税限度額は、個人住民税の基本的な性格を踏まえつつも、低所得者